

平成30年10月17日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市特定非営利活動法人指定審査会
会長 松 井 望

特定非営利活動法人の指定について（答申）

平成30年10月17日付け、FNo. 0・4・8をもって諮問のありました別紙の特定非営利活動法人の指定及び指定の更新について、本審査会において慎重に審議した結果、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年相模原市条例第31号）第4条第1項（第9条第2項に基づき準用する場合を含む。）に規定する指定の基準に適合すると認めるのが相当である旨を答申します。

以 上

【別紙】

(1) 指定申出法人（条例第3条第1項）

申し出の あった 年月日	特定非営利 活動法人の 名称	代表者 の氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載 された目的	定款に記載された 事業	審査 結果
平成30年 7月31日	特定非営利 活動法人 子ども・宇 宙・未来の 会	並木 道義	相模原市緑区 下九沢157 6番地11	この法人は、子どもたちに対し、共に平和な明るい未来を築くため、宇宙に対する好奇心を育む講習会や広報活動等を行い、子どもの健全育成と人類社会の進歩に貢献することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業 （1）講習会等による子どもと宇宙に関する普及啓発事業 （2）機関誌・出版物等による子どもと宇宙に関する広報事業 （3）関連諸団体との連絡交流事業 （4）その他この法人の目的を達成するために必要な事業	指定相当

(2) 指定の更新申出法人 (条例第9条第1項)

申し出の あった 年月日	特定非営利 活動法人の 名称	代表者 の氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載 された目的	定款に記載された 事業	審査 結果
平成30年 7月31日	特定非営利 活動法人 相模原こも れび	高橋 孝子	相模原市南区 東大沼二丁目 2番85号	この法人は、自然環境の保全管理に関する活動を行い、自然環境の保全を図るとともに、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業 (1) 森づくりとその保全管理事業 (2) 子どもの健全育成に関する事業 (3) 自然環境保護に関する普及啓発事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	指定相当
平成30年 7月31日	特定非営利 活動法人 竹の子作業 所	賀澤 弘幸	相模原市緑区 中野1004 番地3	この法人は、在宅障害者がより充実した地域生活を送ることができるよう支援し、地域福祉に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業 (1) 障害者地域活動支援センターの運営に係る事業 (2) 在宅障害者に対する地域生活の向上を促進する事業	指定相当